

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法 務 ・ 法 人 局  
法 制 文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

○北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則……………（税務課） 1

## 規 則

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第65号

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則

（北海道税条例施行規則の一部改正）

**第1条** 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第16条の2を第16条の2の2とし、第16条の次に次の1条を加える。

（納付又は納入の委託の取扱い）

**第16条の2** 法第17条の2の2第2項又は第4項の規定による納付又は納入は、法第739条の5第1項又は第2項の規定による徴収を行う総合振興局、振興局又は札幌道税事務所長の長が行うものとする。

2 法第17条の2の2第7項の規定による通知は、別記第6号様式に準じて作成した通知書により行うものとする。

第17条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「の各号」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事又は総合振興局長等は、第1項の規定により申告等の期限を延長したときは、同項の規定により指定した事項について告示しなければならない。

第49条の4の2の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第49条の7第1項第9号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項第12号中「条例第44条の10の6第1項に規定する農地利用集積円滑化団体等のうち」を「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定す

る農地中間管理機構であって」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改める。

第51条の2の2（見出しを含む。）中「及び第3号」を削る。

第51条の3（見出しを含む。）中「第46条の2第4号」を「第46条の2第3号」に改める。

第68条の4第1項第1号中「第3条第1項」を「第3条」に改め、「許可」の次に「（同法第2条第2項第1号に掲げる営業に係るものに限る。）」を加える。

附則中第32項を第33項とし、第19項から第31項までを1項ずつ繰り下げ、第18項の次に次の1項を加える。

19 条例附則第8条の2第1項に規定する書面は、別記第57号様式の2の3によるものとする。

附則別記第4号様式中「附則第22項」を「附則第23項」に改める。

別記第6号様式の2中「第16条の2」を「第16条の2の2」に、「（根拠法令一地方税法20条V、道税規則16条の2）」を「（根拠法令一）」に改める。

別記第57号様式の2の3中「第50条」の次に「、附則第19項」を加え、同様式（表）中

☐ 国民体育大会に参加  
☐ 学校の教育活動

を

☐ 国民体育大会（公式の練習を含む。）に参加  
☐ 学校の教育活動  
（地方税法附則第12条の2）  
☐ 国際競技大会（公式の練習を含む。）に参加

に改め、同

様式（表）末尾欄外注意4の事項中「及び5」を「～6」に改め、同様式（裏）中

4 国民体育大会に参加  
（地方税法第75条の3第1号）

を

4 国民体育大会（公式の練習を含む。）に参加  
（地方税法第75条の3第1号）

に、

示してください。

を

示してください。

6 国際競技大会（公式の練習を含む。）国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手本人

|                          |                                                                                          |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| む。)に参加<br>(地方税法附則第12条の2) | であることが確認できる書類(当該競技の準備及び運営を行う者の発行する証明書)<br>※ 提出の際、上記の証明書に記載された選手本人であることが確認できる書類を提示してください。 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|

に改める。

|             |                              |   |            |   |  |        |  |   |
|-------------|------------------------------|---|------------|---|--|--------|--|---|
| 別記第57号様式の4中 | 65歳以上70歳未満の者                 | 人 | 18歳未満の者    | 人 |  |        |  |   |
|             | 国民体育大会等の練習日における参加選手          | 人 | 70歳以上の者    | 人 |  |        |  |   |
|             | 公益財団法人日本ゴルフ協会等が主催する競技会等の参加選手 | 人 | 障害者        | 人 |  |        |  |   |
|             | 早朝の利用者                       | 人 | 国民体育大会の参加者 | 人 |  |        |  |   |
|             |                              |   | 学生等        | 人 |  |        |  |   |
|             |                              |   |            |   |  | 徴収原簿番号 |  | を |

|                              |   |             |   |  |        |  |       |
|------------------------------|---|-------------|---|--|--------|--|-------|
| 65歳以上70歳未満の者                 | 人 | 18歳未満の者     | 人 |  |        |  |       |
| 公益財団法人日本ゴルフ協会等が主催する競技会等の参加選手 | 人 | 70歳以上の者     | 人 |  |        |  |       |
| 早朝の利用者                       | 人 | 障害者         | 人 |  |        |  |       |
|                              |   | 国民体育大会等の参加者 | 人 |  |        |  |       |
|                              |   | 学生等         | 人 |  |        |  |       |
|                              |   | 国際競技大会等の参加者 | 人 |  |        |  |       |
|                              |   |             |   |  | 徴収原簿番号 |  | に改める。 |

(北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記第57号様式の4の改正規定を次のように改める。

別記第57号様式の4中「国民体育大会等」を「国民スポーツ大会等」に改める。

(北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

**第3条** 北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則(令和元年北海道規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、北海道税条例施行規則附則第24項の改正規定中「附則第24項」を「附則第25項」に改め、同規則附則第25項の改正規定中「附則第25項」を「附則第26項」に改める。

**附 則**

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中北海道税条例施行規則第17条の改正規定及び第2条の規定 公布の日
  - 第1条中北海道税条例施行規則第16条の2を同規則第16条の2とし、同規則第16条の次に1条を加える改正規定及び同規則別記第6号様式の2の改正規定 令和6年1月1日

2 この規則の施行の際現に第1条の規定(前項各号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。)による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、第1条の規定による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。